平岡会計だより

松 税理士法人 平岡会計事務所

大阪市中央区天満橋京町1番 26 号 尼信天満橋ビル7階 TEL06 (6966) 5858 FAX06 (6966) 5868

http://www.h<u>iraoka-kaikei.jp/</u>

く日 次/>						
税務》	防衛特別法人税の創設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・					
特集》	健康保険の扶養の範囲で働きたい・・・・・・P3					
学	最低賃金の改定・・・・・・・P4					

2025.10 Vol. 190

~退職者への給与の源泉徴収にご注意を~

最近の税務調査で重点項目として、退職した社員に支払う最後の給与にかかる源泉徴収 について、指摘を受けたという話を聞きます。

扶養控除等申告書の効力は退職と同時に失われます。したがって、退職後に支払う給与 は、原則として「乙欄」により源泉徴収を行う必要があります。実務上は誤って「甲欄」で処理 してしまうケースが多く見受けられます。この場合、「乙欄」との差額が源泉徴収誤りとして追徴 課税の対象となる可能性があります。

例外として、給与の支給日までに退職者が再就職していないことが明らかである場合は、 扶養控除等申告書の効力が継続しているとして「甲欄」での源泉徴収も認められます。ただ し、単に「離職票を発行した」という事実だけでは再就職していない証明にはならないとされま す。そのため、会社としては退職者からの申立書や確認書面を整備することが望ましいと考え られます。

税務調査で思わぬ指摘を受けないためにも、退職者の最終給与の源泉徴収については、 そのルールを改めて確認しておく必要があるでしょう。わずかな違いですが、会社の税務リス クを軽減するためには重要なポイントです。 (梅野広二)



青空に弧を描くブルーインパルス

~防衛特別法人税の創設~

令和7年度の税制改正において、防衛力強化に係る財源確保のための税制 措置として新たに防衛特別法人税が創設されました。制度の内容について確認 していきましょう。



1. 納税義務者

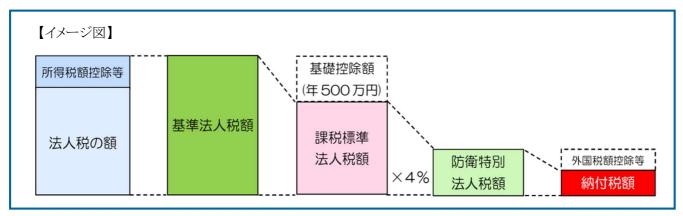
防衛特別法人税の納税義務者は、各事業年度の所得に対し法人税を課される法人です。つまり、 原則申告が必要なすべての法人が該当します。そのため、法人税を申告する事業年度では、基本的 に防衛特別法人税も同時に申告することが必要となります。

2. 税額の計算方法

法人税の額を基準とし、基礎控除額の年500万円を控除した課税標準法人税額に、4%の税率を 乗じた金額が防衛特別法人税の額となります。イメージ図と合わせてご確認ください。

計算式 : (基準法人税額-基礎控除額)×4%=防衛特別法人税額

例. $(1,000万円-500万円)\times4\%=20万円$



令和7年5月 国税庁『防衛特別法人税が創設されました』より

3. 申告・納付のタイミング

防衛特別法人税の課税の対象となる事業年度は、法人の令和8年4月1日以後に開始する事業年 度からスタートとなります。確定申告は、法人税と同様、原則、各事業年度終了の日の翌日から2ヶ月 以内に申告納付を行わなくてはなりません。なお、赤字や欠損金の繰越控除により法人税額が0円と なった場合、または基礎控除額の控除により課税標準法人税額が0円となった場合など、防衛特別 法人税額が0円となった際も申告書は提出する必要があります。

法人税の申告期限を延長している場合は、防衛特別法人税も同様に延長します。なお、中間申告 は原則令和9年4月1日以後開始事業年度からスタートし、法人税の中間申告書を提出する場合は、 防衛特別法人税についても中間申告書を提出する必要があります。

4. 納税が発生しそうな法人

資本金1億円以下などの中小法人では、所得金額が2,440万円程度から納税が発 生する可能性があります。まだ先の話ですが、毎年の所得金額が2,400万円を超える法 人は、事前に増税分を試算しておくと安心です。 (作成者 : 大宮一将)

~健康保険の扶養の範囲で働きたい~

最近、よく耳にする「年収の壁」。税金や社会保険の制度により、さまざまな壁があります。

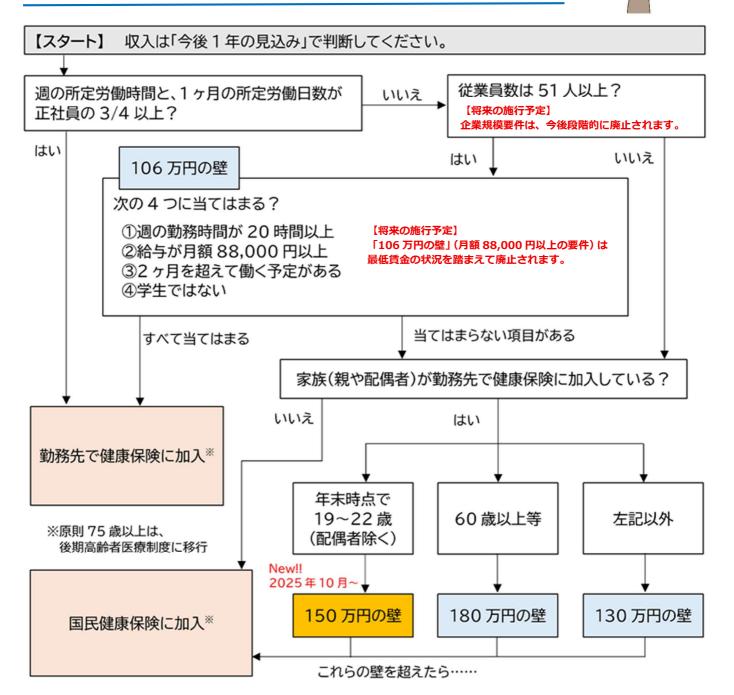
「年収の壁」の中でも特に手取り額に大きく影響するのが社会保険です。今後106万円の壁が段階的に撤廃される一方で、学生アルバイト向けに150万円の壁が新登場するなど、会社で社会保険に加入すべき人の範囲や健康保険の扶養の年収要件が変更となります。





そこで、今回は、2025年10月からの健康保険制度について、健康保険の扶養の範囲で働きたいパート・アルバイト従業員向けのフローチャートをまとめました。

あなたの健康保険の「年収の壁」はいくら?



最低賃金の改定

賃金については、都道府県ごとにその最低額(最低賃金)が定められており、 企業はその額以上の賃金を労働者に支払うことが義務付けられています。



「地域別最低賃金」は毎年10月頃に改定されることになっていますが、改定日は都道府県によって異なりますので、改定日と最低賃金を下回っていないかの確認が必要となります。

【地域別最低賃金】

全国加重平均は、過去にない高水準である、1,121 円(引き上げ率:6.3%)となりました。

令和7年近畿地方地域別最低賃金

都道府県	大阪府	京都府	兵庫県	奈良県	滋賀県	和歌山県
最低賃金	1,177 円	1,122 円	1,116 円	1,051 円	1,080 円	1,045 円
改定日	10/16	11/21	10/4	11/16	10/5	11/1

【最低賃金の種類】

最低賃金には都道府県ごとに定められた「地域別最低賃金」と、特定の産業に従事する労働者を対象に定められた「特定(産業別)最低賃金」の2種類があります。「特定(産業別)最低賃金」は「地域別最低賃金」よりも高い金額水準で定められています。

※地域別と特定(産業別)の両方の最低賃金が適用される場合は、高い方の最低賃金額以上の 賃金を支払う必要があります。

【最低賃金の決め方は?】

最低賃金は、最低賃金審議会において、賃金の実態調査結果など各種統計資料を参考に審議を行い決定しています。地域別最低賃金は、①労働者の生計費、②労働者の賃金、③通常の事業の賃金支払能力を総合的に勘案して定めるものとされており、「労働者の生活費」を考慮するに当たっては、労働者が健康的で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮することとされています。

【最低賃金のチェック方法】

最低賃金の対象となる賃金額と最低賃金額を以下の方法で比較します。

- ① 時給の場合:時間給≥最低賃金額
- ② 日給の場合:日給÷1日の所定労働時間≥最低賃金額
- ③ 月給の場合:月給÷1ヵ月平均所定労働時間≥最低賃金額

厚生労働省「必ずチェック最低賃金」において各都道府県の地域別最低賃金と改定日その他賃金が最低賃金以上の額になっているかを確認することができます。

(作成:福田恭子)

(https://saiteichingin.mhlw.go.jp/)

-編集後記-

4月に開幕した大阪・関西万博。気が付けば、あっという間に閉幕まで10日余りとなりました。開幕前や直後には、色々とネガティブな意見や報道が散見されましたが、行かれた方は皆さん総じて楽しまれたようで、複数回、中には10回以上も行かれた方もいました。

かく言う私は、話を聞くだけで結局1回も行かずじまいに終わりそうです。が、ブルーイン パルスの展示飛行や打上花火など、万博のおこぼれを会場近くで楽しませてもらいました。

表紙の写真は、7月に大阪の空を飛んだブルーインパルス、それを見上げている子供から大 人まですべての人が笑顔になっていたのが印象的でした。 (朝山)